

ゆりほんじょう市

第3号

平成19年1月 発行

農業委員会

発行 由利本荘市農業委員会

〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17

TEL 0184-24-6258

FAX 0184-24-6396

迎春 だより



“秋田由利牛堪能まつり” 10月15日 総合交流ターミナルぽぽろっこ敷地内

あいさつ

会長 佐々木 久 造

新年おめでとうございます。昨年は田植え後の低温や長雨にもかかわらず八月の好天に恵まれ台風、病害虫等の被害もなく今までにないような高品質で収量も平年並みと喜びに堪えない次第であります。農業委員会も新体制になって二年を経過しようとしております。まだ不慣れですが委員・職員ともども話し合いを重ねながら活動しておりますので皆様のご理解とご協力をお願い致します。

さて、食糧事情については国内の自給率は四〇パーセントと横ばいですが、オーストラリアでは干魃のため飼料作物、小麦等が不作で、日本が輸入する牛肉等に影響が懸念されます。また魚についても世界中で需要が高まり日本が希望する量も確保できなくなり価格も上昇しております。唯一価格は安値、余っている米も長期的には不足するといわれていますが国内の農業情勢は厳しさを増すばかりです。このような中で「担い手新法」に基づく政策が実施されます。まだ多くの集落で実施に向けて話し合いが続けられていることと思います。今後の農業経営をどうするのか、五年後、十年後を考えてみて下さい。今は農協、行政一体となつて支援体制を整えています。作った組織等は将来とも変えることができないうけではありません。話し合いによって自分たちのやりやすいように改めることはいくらでもできます。

私たち農業委員も数は少なくなりましたが色々研修も受けています。どうぞ気軽に話しかけて下さい。農家の代弁者として国や県への要望を続け農家が安心して農業経営ができるよう努力して参ります。

今後とも、これまで同様、農家の皆様を始め、関係機関、団体のご支援、御協力をお願い申し上げ年頭の挨拶といたします。

十八年は設立・準備の年、 十九年からはいざ実践へ!!

東大営農組合長 三浦 米雄

大水口・東中沢集落では、めまぐるしく変わる農政のもとで、現在の農業経営形態で地域農業と農地の保全、そして集落を維持することが可能かどうかを機会あるごとに語り合っておりました。

このような危機感もあり、平成十七年十二月に大水口と東中沢集落の生産農家が一堂に会した「JA秋田しんせいの米政策改革」の説明を受け、このまま個別経営を行っていたのでは、この先十年程度で高齢等により耕作放棄地等が予測されることが明らかであり、準備委員会を立ち上げ検討することに致しました。

準備委員会では、アンケート調査、全体検討会を重ね種々の課題について検討のうえ、組織を立ち上げることと決定致しました。その中で特に大きな役割を果たしたの

は集落内の認定農業者八名が先頭に立ち進めてくれたことです。特に、担い手が職業として農業を選択できるような基礎を作るべきと判断し、農業経営基盤強化法で定められている「特定農業団体」として組織することを四月七日に決定致しました。

- 当組合は、単なる補助金の受け皿的組織であってはならないということから、「コミユニケーションづくりを通じた人づくりと活力ある明るい村づくり」をスローガンに、
1. 農業を通じた集落の基本方向
 2. 農業振興基本方針
 3. 組合の組織強化と後継者育成

を柱とする「東大営農組合ビジョン」を策定致しました。十一月開催の農業委員会において、「特定農用地利用規

程」も委員皆様のご理解のもと同意され、これからが本番であり励ましになります。設立総会後は、月例の役員会を開催し、本年二月開催の通常総会に提案するビジョン達成のための五力年の具体的実践事項を検討しておりますが、背伸びした無理な計画は長続きしないし、また、急激



な変化は嫌われることから「一歩一歩確実に前進する」を心がけた計画策定と運営、そして先進地研修等の継続と関係機関のご指導を頂きステップアップを図って参る所存であります。



岩城地区の 手ヤレシジ状況

今野 正樹

今、戦後最大の農政改革が、平成十九年四月一日から施行されようとしている。平成十七年十月二十七日発表された経営所得安定対策大綱（担い手が対象）、米政策改革推進対策（生産調整実施者が対象）、農地・水・環境保全向上対策（集落共同組織が対象）と、この様な施策が一気に始まろうとしているのである。この施策対象にならないと、国からの支援が受けられないのである。

その為には、当岩城地区とすれば、集落営農組織の立ち上げより他に道がない。それは、出荷戸数二百七十戸の内、四ヘクタール以上の農家が十戸と、出荷戸数の四パーセントにも満たない、圧倒的に兼業農家が多く、立地的にも秋田・本荘の中間に位置し、比較的仕事を採しやすい為か、複合経営が少ない。尚更、集落営農組織の立ち上げが必要

になつてくる。

十一月三十日現在、集落数十八の内、十一集落が組織を立ち上げました。確かに多少の不安は残る、果して続けて維持できるのか、しかし、立场上、前進あるのみ。年代別に作業分担を考え、例えば、年配者は平日の水管理、若年者は機械のオペレーターと、その年代に合う仕事の分担を皆で話し合い、お願いをし、地域の農業を守り抜いて行きたい。

一番肝要なのは機械の集約化ではないか。それも急速にするのではなく、皆に負担が掛からないように、緩やかに進めていかなければ。

それと、経理の一元化。これは行政・農協の協力が不可欠で、是非お願いを致したい。ともかくにも、皆で話し合い、物事を進めていかないと、前に進まない。話し合いが一番と思う。この難局を地域の総力を結集して進めていきたい。
”かんしゃく”の、『く』を取り、感謝の気持ちで・・・

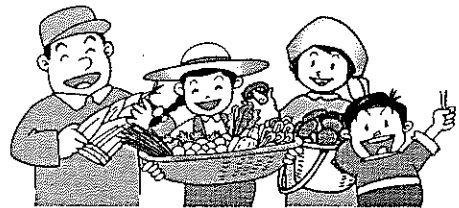
農家のみなさんへ ～農業者年金に加入しましょう～

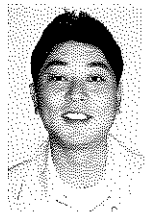
○農業者年金の6つのメリット

- ・積立方式なので、年金額が加入者や受給者の数に影響されない安定した制度です。
- ・国民年金第1号被保険者で、農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。
- ・農業経営の状況や老後設計に応じて、自分で保険料を決められます。
- ・農業者年金は生涯支給される終身年金です。
- ・認定農業者や青色申告者など、一定の要件を満たす人には保険料助成措置があります。
- ・保険料は社会保険料控除の対象となり、保険料の15～30%の節税効果があります。

○農業者年金に関する お問い合わせ、申し込みは…

J A 秋田しんせい農協窓口
農業委員会各事務所





農家から 一言

島海町上直根 梶原浩栄

私は、農業人になって二年の新米です。農業に大志を抱いて脱サラしたとかっこいいパターンではなく、会社を辞めてしまいい道に迷っていたときに島海りんどうの話聞き、飛びついたわけです。元々米農家の仕事だったので農繁期の手伝いぐらいはやっていましたが、いざ自分で一から始めるとなるとけっこう大変でした。そのエピソードを少し書きたいと思います。

県やJAの指導員の方々から指導して頂き、「よし、俺も島海りんどうを始めよう」ということで、稲刈りが終わった田んぼをりんどう圃場に変えていく作業を始めたが、その一歩目からつまづきました。稲刈りのときに稲ワラを刻まないようにし、圃場の外へ持ち出すように言われました。そこで私は、コンバインのカッターを通さないようにしただけで、普通に稲刈りをしました。するとどうでしょう、稲ワラを圃場外に持ち出す作業のときです。縦長にコンバインが通った場所はいいのですが、横に通った場所と、方向転換した辺りと言え、稲ワラが土の下に潜り込んで、少しぐらい引つ張つても抜けてこないわけです。おまけに雨で水が溜まってしまい、圃場はぐしゃぐしゃで晴れの日でもカッパを着て四日ほど掛けてやつと終了しました。他にも、ここでは書き切れないほどの失敗ばかりで嫌になるぐらいでした。どうも土と水の関係、さらに季節による違いなども私には見えていませんでした。結局、その秋に圃場を乾燥させてから耕起するように言われていたが、ぐしゃぐしゃのまま雪の下にして春を迎えてしまいました。経験の無さなのか、眼力の無さなのか、馬鹿なのか、今になると少し笑えます。そして、未だに作業には苦しんでいます。いつも県の先生とりんどうがグルになって私

をいじめるわけです。県の先生は、常にりんどうの味方だし、りんどうは私の言うことは全然聞いてくれません。りんどうは、県の先生の口を通してこの作業をしると言います。そして私がまだその作業が終わらないうちに、次の作業をしると言います。さらにまた、次の作業をしると言います。さらには「私はりんどうに言います。明日は消防だし、あさっては堰刈りだし、来週は子供の学校の行事と山の刈りもあるし、少しまってくれ」と。しかしりんどうは、言葉が分からないのか、無視しているのか、全然遠慮しないで大きくなり、「立っているのが疲れるのでネットを張れたの、喉が渴いたのだ、虫が付いて痒いのだ、雑菌が付いて痒いのだ」と県の先生に言っている様です。すると県の先生は私に言います。「この作業が一番大切だからがんばれ」と、そして次の作業のときも、また次も、この作業が一番大切だと言います。私は内心、「えっ、舌の根の乾かないうちに」と思っています。今、いじめが社会問題になっていくらしいので、りんどうと県の先生を訴えようかと迷っているくらいです。最後に、集落営農について少し。私の住んでいる集落では積極的な話し合いが少なかつたこともあり、十九年度のスタートからは無理で引き続き検討ということになりました。その中で、私自身もそうなのですが、先輩方もきつと、はつきりと理解・納得できないのではないかなと思いました。「農地改革以来の大きな施策」だと講演会の講師が言っていました。それほど大切な問題のとき、ある程度細かい部分まで理解・納得できないと判断できないのが普通の人間だと思いましたが、JAの方なども熱心に説明して下さいましたが、結成させたいという主観が若干あるように感じ、一歩引いてしまう感もありました。そこで、今更と言われると思いますが、県職あたりでプレゼンテーション能力の高い方二、三名でチームを組み、国からの原本を本に、絵と音声、できるだけ中卒でも理解できるように言葉を使ったCDでも作って頂き、集落に配布して頂けないものかなと思っています。以上ばやきました。

Q&Aコーナー

- ◎標準小作料について
A Q どのような決められるのですか?
自然条件や、農地の傾斜・土性・排水の良否・生産量等の利用条件を考慮し、必要な区分ごとに、通常の農業経営が行われた場合における生産物の生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定を旨として、定められます。
- A Q 算定基準は?
粗収益から生産費用および経営者報酬を控除して得た残りの額を土地に帰属させる(土地残余方式)により算出します。
- A Q 生産費用の内訳は?
農機具代・肥料代・農業代・水利費等の物財費+雇用労働費+家族労働費+資本利子+公租公課です。
- A Q 改訂の時期は?
次の①②に該当し、必要があると認められたとき。
①標準小作料の設定後三年を経過したとき。
②生産費または農産物の価格等、標準小作料の設定の基礎となった重要事項に著しい変動を生じたとき。また、来年度が三年目の改訂期にあたります。
- A Q 標準小作料に強制力がありますか?
小作契約は双方の自由契約ですが、著しく高い場合は減額勧告制度があります。
- A Q また、天災等により、田では二割五分、畑で一割五分以上減収した場合に、その割合に相当する額になるまで減額請求することができます。
- A Q 市内の小作料の状況は?
転作を含む場合で、上田で一万七千円から二万一千円(収量五百五十kg~六百kg)、中田で一万四千元から一万七千円(収量四百九十kg~五百七十kg)、下田で七千五百円から一万千円(収量四百六十kg~五百四十kg)となっております。
- A Q 小作料は金銭以外でも支払うことが出来ますか?
小作料は定額金納制となっておりますが、農業委員会の承認を得れば物納することも出来ます。

「頑張るアグリウーマン」

十月二十八日秋晴れの日を選んで「東由利特産物振興会」を訪ねました。町境の長いトンネルをぬけると東由利である。視野が広くなり道路は広く整備され、旧町部をぬう様に通り老方地区へと通じる信号で車は止まり、辺りを見渡すと道の駅「東由利」を中心に、総合支所、JA東由利支店、小・中学校等地域のおもな施設が集まり、ここが東由利の中心であることが分かる。

目指す「東由利特産物振興会」の拠点は正にその中心にあった。JA東由利支店に隣接する加工所におじゃますると、会長の「佐藤ノブ子」さんが出迎えてくれた。

会員は女性農業者七人、主な加工品は得意分野の漬物やもち菓子。農村女性にとつて生活の一部であったであろう知恵を出し合つて加工されたものは「昔



加工所

ながらの味」が良いと評判である。更に新商品として東由利特産の「フランスガモ」の卵を使ったパン「らんらんパン」を開発・販売している。

大量に使うもち米、野菜（ダイコン、ナス、キュウリ）等は農家から直接仕入れる。道の駅「東由利」の直売所「フレッシュ黄桜」を核に年商一千万円の売上げを達成した。

秋田県の調査では二〇〇三年から県内の女性起業家数は三年連続全国一であり、その数は四百五十件を有し、去年一年間の売上げ実績は三百万円位が一番多く、その点においても「東由利特産物振興会」の実績は素晴らしいものである。

設立は二〇〇一年で前身は「JA女性部」、漬物グループの有志であった。当初どうしても加工所が必要なため、空き家を借りたり提供してもらいながら現在に至る経緯は、この会が最も苦労した時期ではなかったらうか。

「真剣で真面目にやっていると他の人が放っておかない、必ず手を貸してくれるのです。特に指導的担当者は献身的な協力をしてくれましたし、現在もそうです。ありがたいことです。それと、何より家族の理解と支えが力となりました。」

ひとしきり感謝の気持ちで話す会長さんの言葉には実感がこも

もっていた。

そして、会長さんの話を裏付けるようにその積極的な活動と実績が認められ、平成十八年四月一日「由利本荘市指定管理者指定制度」の指定を受ける。

気がつくとな隣の加工所からテナポの良いモチつきの音が聞こえてきた。「モチはキネつきですネ」と声をかけると「良くできた機械で百五十万円もするんですよ」

「百五十万ですか」

「でも、もう元は上がりましたから後は儲けだけです。幸いこの機械は疲れ知らずですから」と元気のいい声が返ってきた。

幸い後継者も育っているようだ。会長さんは「心配はしていません。これからは自分のために頑張ります。そして、お世話になった方々に恩返しをすること。それはこの施設を更に発展させること、そしてそれが少しでも地域の活性化になれば嬉しいです」と果てしない目標を話してくれました。

帰る際に頂いた草もちのぬくもりが七人の心を象徴しているようでした。

「農家の皆さんからの、記事・写真・ご意見・ご要望等を募集しています。お気軽に最寄りの農業委員または地元農業委員会事務所へお寄せ下さい。」

● 農業委員会 ●

本庁 TEL. 庶務班 24-6258
(本荘事務所) TEL. 農政班 24-6259
TEL. 農地班 24-6260

矢島事務所 TEL. 55-4957

岩城事務所 TEL. 73-2014

由利事務所 TEL. 53-2114

大内事務所 TEL. 65-2804

東由利事務所 TEL. 69-2197

西目事務所 TEL. 33-4614

鳥海事務所 TEL. 57-2206

金子 俊和・東海林正彦・高橋賢一
佐藤 徹・渡辺幹夫・相庭安一
岡田 實・今野正樹



“加工所の前で”
左から 鎌田さん、村上さん、佐藤会長、遠藤さん、阿部さん



直売所「フレッシュ黄桜」